

練馬区 環境管理実行計画 (第三次)

令和2年度～令和5年度
(2020年度～2023年度)

令和2年(2020年)3月
練馬区

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画の目的	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画の対象範囲.....	2
4 計画期間	2
5 温室効果ガスの種類.....	2
第2章 計画の目標	3
1 第三次計画の目標.....	3
2 第二次計画の達成状況.....	3
第3章 計画の具体的な取組	4
1 取組の体系	4
2 主な取組内容	5
第4章 計画の推進	9
1 推進体制	9
2 進行管理	10
3 環境管理事務局の役割.....	10
4 公表	11
5 職員への研修および情報提供.....	11

第1章 計画の基本的事項

1 計画の目的

練馬区環境管理実行計画（以下「計画」という。）は、地球温暖化防止のため、事業者としての練馬区が自らの事務事業に伴う温室効果ガス排出量を削減することを目的とする計画である。本計画は、第二次計画が令和元年度で終了するため、令和2年度から令和5年度までを計画期間とする第三次計画として策定する。

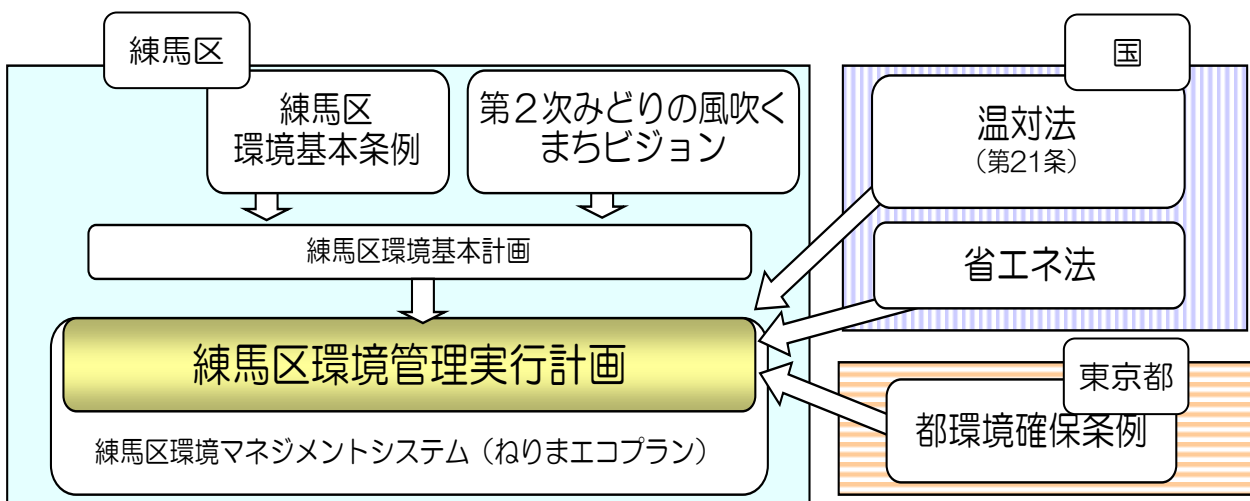
2 計画の位置づけ

計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）第21条の規定により、地方公共団体に策定が義務づけられている。

区は、この規定に基づき、平成13年度に練馬区環境配慮実行計画を策定し、平成18年度には練馬区役所地球温暖化対策プランとして改訂し、温室効果ガスの排出抑制をはじめとする様々な事業執行に伴う環境負荷を低減してきた。

平成23年3月には、温対法、エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「都環境確保条例」という。）の改正内容を踏まえて全面改訂し、「第一次練馬区環境管理実行計画」を策定した。

計画は、練馬区環境基本計画の個別計画として、また、練馬区環境マネジメントシステム（ねりまエコプラン）を構成する取組分野のひとつとしても位置付けた。



3 計画の対象範囲

区が管理運営する全ての事務事業を対象とする。
指定管理者または委託により管理運営する施設も対象とする。

4 計画期間

令和2年度から令和5年度までの4年間とする。
計画期間の終期は、第2次みどりの風吹くまちビジョンと整合を図った。
ただし、区の事務事業内容の変化や、国や東京都の温暖化対策施策の変化、
本計画の達成状況の点検・評価の結果等により、必要に応じて計画の見直しを
行う。

5 温室効果ガスの種類

(温対法第2条第3項に基づく)

二酸化炭素(CO ₂)	メタン(CH ₄)	一酸化二窒素(N ₂ O)
六ふっ化硫黄(SF ₆)	ハイドロフルオロカーボン(HFC)	
パーフルオロカーボン(PFC)	三ふっ化窒素(NF ₃)	

温室効果ガス	温室効果ガスの排出を伴う活動
二酸化炭素 (CO ₂)	電力会社等から供給される電気の使用 都市ガス、LP ガスの燃焼 重油、灯油、軽油、ガソリンの燃焼 他者から供給される熱の使用 (地域冷暖房)
メタン (CH ₄)	自動車の走行等
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行等
ハイドロフルオロ カーボン (HFC)	カーエアコンの使用等 (冷媒ガスの漏洩を含む) 空調、冷蔵・冷凍機器の冷媒ガスの漏洩等

※温室効果ガスのうち、六ふっ化硫黄、パーフルオロカーボンおよび三ふっ化窒素は、区の事務事業では排出していない。

第2章 計画の目標

1 第三次計画の目標

(1) 温室効果ガス削減の目標

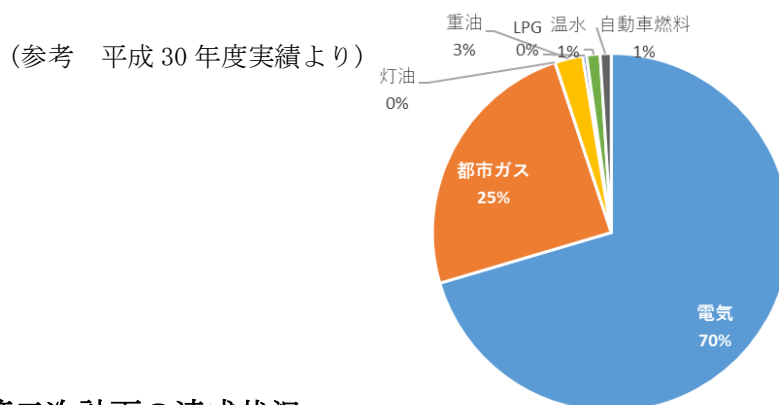
国の地球温暖化対策計画および練馬区環境基本計画 2020 の削減目標に基づき、平成 25 年度を基準年度とし、令和 12 年度までに 26%削減を目指す。

	基準年 平成 25 年度排出量	目標 令和 12 年度排出量	削減率
温室効果ガス (t-CO _{2eq})	54,238	40,136	26%

(2) 電気の使用に伴う二酸化炭素排出量削減の目標

区の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減を推進するため、現在のエネルギー使用量の 7 割を占める電気の使用に伴う二酸化炭素排出量を、平成 25 年度を基準年度とし、令和 12 年度までに 26%削減することを目指す。

	基準年 平成 25 年度排出量	目標 令和 12 年度排出量	削減率
二酸化炭素 (t-CO _{2eq})	41,452	30,674	26%



2 第二次計画の達成状況

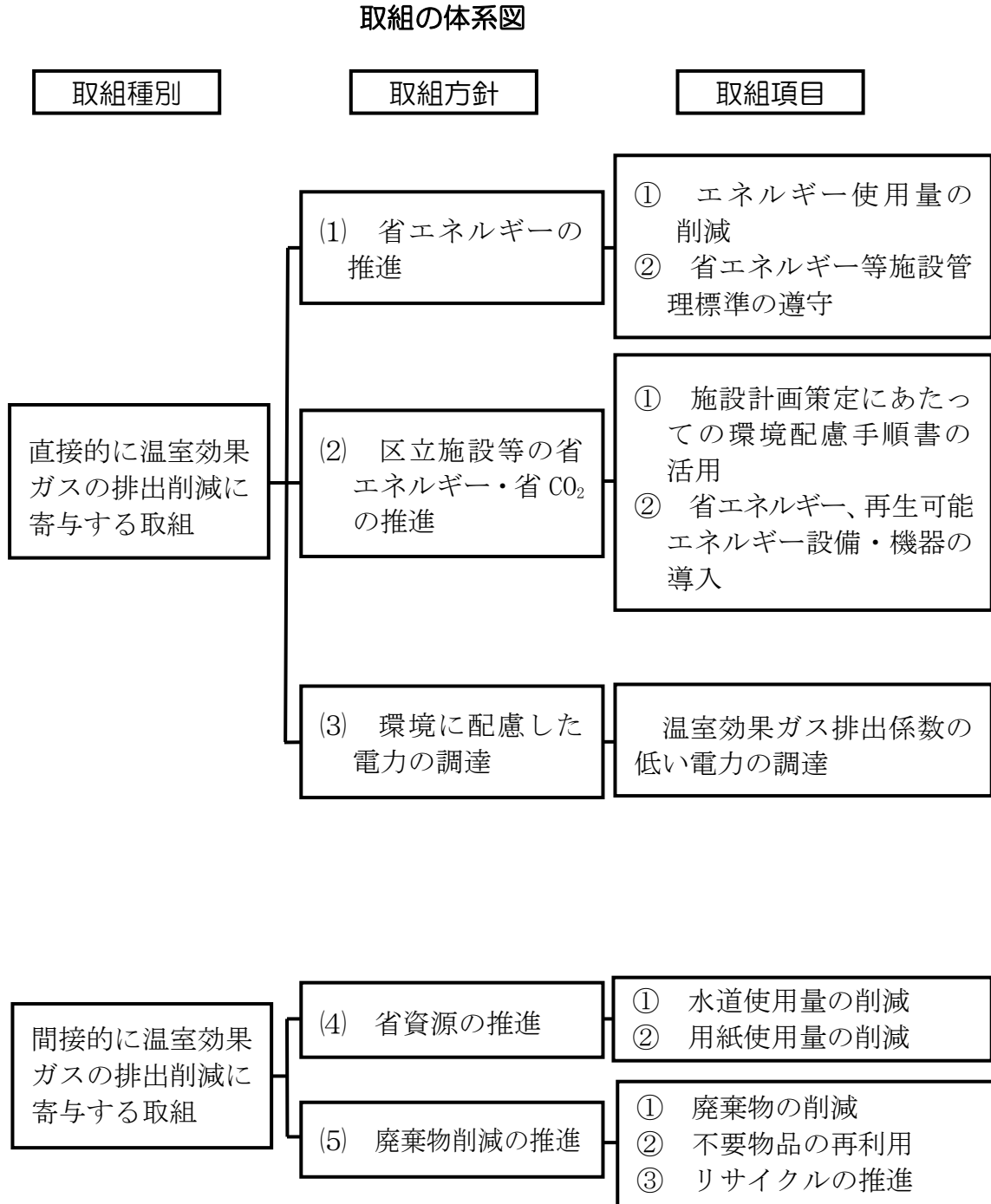
第二次計画の温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算量）※は、平成 30 年度時点で 42,978t-CO_{2eq} で、基準年度(平成 21 年度)比で 7.1%の削減となり、目標を達成している。

※温室効果ガス排出量は、使用量×排出係数である。ここの算定では、基準年度（平成 21 年度）の排出係数を採用した。令和元年 12 月公表の電気事業者別排出係数を用いると、46,095 t-CO_{2eq} となり、0.3%の削減となる。電気事業者別排出係数は、発電所の稼働状況等により毎年変化する。

第3章 計画の具体的な取組

1 取組の体系

区は、つぎの体系により計画の達成に取り組む。



2 主な取組内容

(1) 省エネルギーの推進

① エネルギー使用量の削減

取組項目	種別	主な取組内容
電気使用量の削減	照明管理	<p>ア 事務室での昼休み中の一部消灯や晴天時の窓側照明の消灯を行う。</p> <p>イ 残業する場合は、必要な箇所のみ点灯する。</p> <p>ウ 十分な照度が確保できる場所は、照明本数や照明点灯箇所を削減する。</p> <p>エ 定期的な照明器具の清掃、交換を行う。</p>
	事務用機器	<p>ア パソコン、プリンター、コピー機等は、終業時等に電源を停止するとともに、節電・待機モードの設定を行う。</p> <p>イ 節電タップ等を利用し、使用していない機器の待機電力の消費をなくす。</p> <p>ウ 10枚以上のコピーは軽印刷機を使用する。</p>
	空調設備	<p>ア 使用していない部屋の冷暖房は電源を切る。</p> <p>イ 空調機器を適正温度（基本は、冷房28℃、暖房19℃）に設定し、適温を励行する。</p> <p>ウ クールビズ・ウォームビズを推進する。</p> <p>エ カーテン、ブラインドなどを活用し、空調効率を高める。</p> <p>オ 吹き出し口の前に障害物を置かない。</p> <p>カ 定期的にフィルター清掃、点検する。</p>
	その他	<p>ア 直近階への移動には、階段を利用する。</p> <p>イ 各職場においてノー残業デーを設定し、業務および職員配置の適正化により残業の縮減を図る。</p> <p>ウ イベント等において区民や事業者への省エネルギーの啓発を行う。</p>
都市ガス・LPG使用量の削減	—	<p>ア 機器の適正運転、適温利用を徹底する。</p> <p>イ ガス器具は、不使用時に元栓を閉める。</p> <p>ウ ボイラーの使用時間を短縮する。</p>
重油・灯油使用量の削減	—	機器の適正運転、適温利用を徹底する。
地域冷暖房熱使用量の削減	—	機器の適正運転、適温利用を徹底する。

取組項目	種別	主な取組内容
自動車燃料使用量の削減	電気自動車等の導入	災害時のエネルギーセキュリティの確保にも繋がるプラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車を導入する。
	低燃費車の導入等	ア 環境関連計画管理基準に基づき、低燃費・低公害車を導入する。 イ 車両点検・整備を適切に実施し、部品交換時には、低燃費型部品を採用する。 ウ 区所有の電気自動車等を活用し、環境にやさしい自動車利用を推進する。
	エコドライブの推進	ア 不要なアイドリング、不要物の積載、暖気運転、急発進・急加速・空ぶかしの抑制により、燃費の向上を図る。 イ 効率的な運行ルートの設定、相乗りを励行する。
	委託事業者への要請	ア 燃料使用量抑制を要請し、燃料使用量などの報告を求める。 イ 適正点検・整備の実施を指示し、整備状況などの報告を求める。
	公共交通機関への誘導	ア 徒歩や自転車、公共交通機関の活用により、車の利用を最低限にする。 イ 区民等へ、区立施設への来庁（館）時および事業参加時は車利用の自粛を啓発する。
エネルギー等の使用状況の把握	—	ア 自ら入手可能な情報に基づき把握する。 イ 前年度のエネルギー使用量と比較する。 ウ 過去のデータにより傾向を把握する。 エ 主要設備の使用状況を把握する。 オ 把握したエネルギー等の使用状況を、温暖化対策に活用する。

② 省エネルギー等施設管理標準の遵守

取組項目	種別	主な取組内容
施設管理標準の遵守	—	省エネ法第5条に基づく「省エネルギー等施設管理標準」によりエネルギー管理を徹底する。

(2) 区立施設等の省エネルギー・省CO₂の推進

① 施設計画策定にあたっての環境配慮手順書の活用

公共施設のエネルギー自立性の強化および環境負荷の低減を目的として、区が建設（大規模改修含む）する施設の計画（設計）段階における環境配慮等の手順およびその進行管理方法を別紙「施設計画策定にあたっての環境配慮手順書」に定める。

② 省エネルギー、再生可能エネルギー設備・機器の導入

取組項目	種別	主な取組内容
省エネルギー、再生可能エネルギー設備・機器の導入	区立施設	ア 「施設計画策定にあたっての環境配慮手順書」を準用する。 イ 小中学校は改修時に太陽光発電と蓄電設備の設置を進める。
	街路灯	省エネルギー型の機器を採用する。

(3) 環境に配慮した電力の調達

経済性に留意しつつ、再生可能エネルギーを活用する等の温室効果ガス排出係数の低い電力を調達する。

(4) 省資源の推進

① 水道使用量の削減

- ア 職員や施設利用者に注意を喚起し、日常的な節水を行う。
- イ 節水器具の取り付けや止水栓の調節等により適切な水流・水圧に調整する。
- ウ 定期的に漏水点検を行う。
- エ 節水に有効な感知式洗浄弁、自動水栓等の器具の設置を進める。

② 用紙使用量の削減

- ア 会議資料、印刷物の作成部数を精査し、用紙の使用枚数を必要最低限にする。
- イ グループウェア等の有効活用により、ペーパーレス化を進める。
- ウ ファイリングシステムを徹底し、書類の共有化を進める。
- エ 印刷およびコピーの際には、両面・縮小・集約機能を利用する。
- オ 使用済み用紙の裏面再利用を行う。

(5) 廃棄物削減の推進

① 廃棄物の削減

取組項目	種別	主な取組内容
廃棄物の削減	事業実施に伴う廃棄物	<p>ア 事業等では、使い捨て容器の使用を自粛するとともに廃棄物の業者回収を進める。</p> <p>イ 納品等に伴う梱包材やイベント時の資材等は業者回収を指示する。</p> <p>ウ イベントにおけるごみ持ち帰りの呼びかけを行い、必要に応じ施設内のごみ箱を撤去する。</p>
	プラスチックごみの削減 (令和元年12月に策定した「練馬区役所プラスチック削減指針」に基づき取り組む)	<p>ア 庁内の売店等では、使い捨てのプラスチック製レジ袋を原則廃止する。</p> <p>イ イベント運営では、あらかじめ参加者に対し、マイバッグの持参等の周知により、使い捨てのレジ袋の使用を極力抑制する。</p> <p>ウ 庁内食堂では、使い捨てのプラスチック製ストローを原則廃止する。</p> <p>エ 会議運営における飲料提供では、使い捨てのペットボトルやプラスチック製コップを原則廃止する。</p> <p>オ 使い捨てのプラスチック製品の調達を原則廃止する。(クリアファイルは、啓発物品としての使用を極力抑制する。)</p> <p>カ イベント運営における食品提供では、使い捨てのプラスチック食器の使用を極力抑制する。</p>
	その他	<p>ア 個人持込の新聞・雑誌類は持ち帰る。</p>

② 不要物品の再利用

- ア 廃棄する前に、他の活用方法を検討する。
- イ 再利用可能な物品等は、遊休物品のあっせん制度を利用し、区全体で活用する。

③ リサイクルの推進

- ア 区立施設における分別収集の徹底により、リサイクル率の向上に努める。
- イ 区立施設における古紙、びん・缶、蛍光管等の資源化を進める。
- ウ 区立施設における生ごみの資源化を進める。

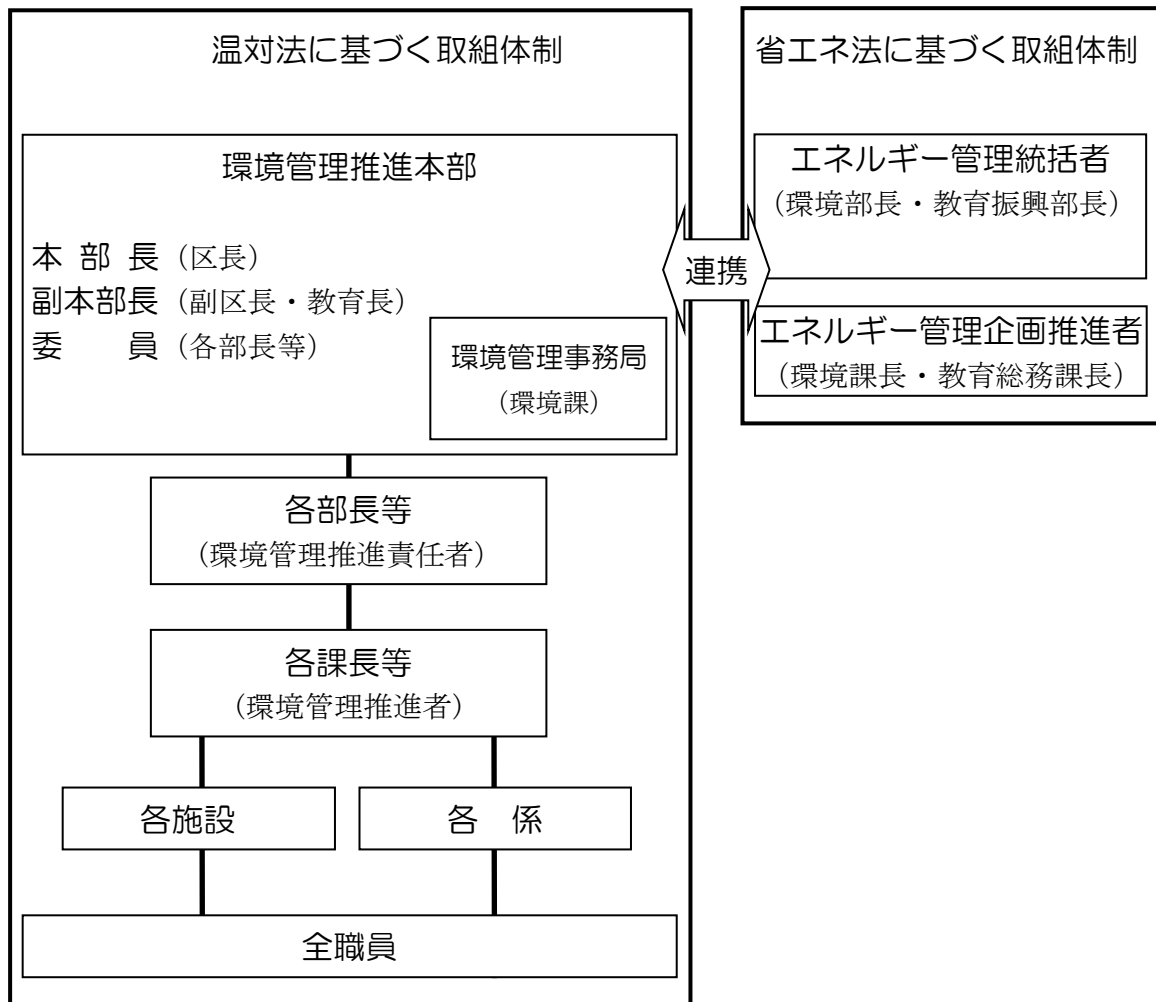
第4章 計画の推進

1 推進体制

本計画を推進するため、練馬区環境マネジメントシステム基本方針に基づき、各部長は環境管理推進責任者として、各課長・各学校（園）長は環境管理推進者として、全庁的に省エネルギー・省CO₂を推進する。

また、省エネ法に基づく取組体制と連携し、エネルギー管理と一体的に計画を推進する。

推進体制図



※推進体制は練馬区環境マネジメントシステム運用要綱に基づく
(平成13年4月24日練環環発第12号)

2 進行管理

計画（Plan）、実施（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Action）のPDCAサイクルに基づき目標の達成状況を毎年度点検・評価し、本計画を進行管理する。

(1) 計画（P）

環境管理推進本部長は、取組項目別に区全体の年度目標を決定する。

環境管理推進責任者は、区全体の目標に基づき部の年度目標を設定する。

環境管理推進者は、部の目標に基づき課の年度目標（取組目標）を設定する。

(2) 実施（D）

全職員が本計画や年度目標を理解し、目標達成に向けて全力を挙げて取り組む。

環境管理推進責任者は、四半期毎に部の取組結果を環境管理事務局に報告する。

(3) 点検・評価（C）

各部課は、実施結果を元に自己点検・評価を実施する。

環境管理事務局は、環境管理推進責任者からの取組結果の報告に基づき、毎年度、区全体の達成状況を点検・評価し、環境管理推進本部会議に報告する。

(4) 見直し（A）

環境管理推進本部長は、区全体の達成状況に基づき、目標、取組などの見直しを指示し、次年度に向けて継続的改善を行うとともに、必要に応じて本計画を見直す。

3 環境管理事務局の役割

(1) 部・課の取組支援

① 本計画および年度目標を達成するため、説明会の開催、様式等の資料提供、環境・省エネ関連情報等の提供により、部・課の取組を支援する。

② 部・課の目標設定や取組の見直しを助言する。

③ 部および課の組織を超えた取組を支援する。

(2) 区全体の実施結果の点検・評価・報告

① 環境管理推進本部長が行う区全体の年度目標の決定を補佐する。

② 部・課の取組結果を集計し、区全体の達成状況を点検・評価する。目標未達成の場合は、その原因を調査・分析する。

③ 区全体の達成状況および点検・評価結果を環境管理推進本部に報告する。

(3) 環境管理推進本部会議の運営等

- ① 環境管理推進本部長が開催する本部会議の運営を補佐する。
- ② 環境管理推進本部会議に提出する付議資料を作成する。

(4) 国や東京都への提出書類等の作成

温対法、省エネ法および都環境確保条例に基づくエネルギー使用量に関する計画書・報告書を作成し提出する。

4 公表

本計画および計画の達成状況は、区ホームページ等で公表する。

5 職員への研修および情報提供

地球温暖化対策への理解を深めるとともに、省エネルギー活動等の実行を促すため、区職員および指定管理者等を対象とする研修などを実施する。

また、本計画および年度目標の達成状況を、グループウェアを活用し、随時職員に周知する。